

令和 5 年 度
社会福祉法人 一条協会

事 業 計 画 書

① 法人本部	1 P
② 障害児入所施設わかふじ寮	7 P
③ 児童発達支援事業所あっぷる	19 P
④ 相談支援事業所わかふじ	29 P
⑤ 障害者支援施設レジデンスわかふじ	33 P
⑥ 障害者支援施設わかふじ寮	45 P
⑦ 多機能型事業所四万十工房	57 P
⑧ 生活介護事業所ごり工房	69 P
⑨ 共同生活援助事業所ぼっちり村	79 P

令和 5 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：法人本部事務局

令和5年度 法人本部 事業計画書

昨年度は新型コロナウイルス感染症により職員が不足する状況や、急激な物価の高騰により経営面に大きな打撃を負うこととなりました。さらに今年度は電気、ガスなどの光熱水費を始めとする様々な事業費の値上げが予定されている為、昨年以上に厳しい経営が予想されております。人材面についても、全体的な高齢化が進み始めており、新たな新人の確保・定着に至っていないという状況です。

令和5年度は、将来を担う若手の人材確保を目標に情報発信や、福祉関係の新卒を中心とする外部からの採用試験を実施し、高齢化および不足している人材の問題を解決していきます。また、厳しい経営の改善を図る為に、各事業所の運営内容についても見直しを図り、改善計画を作成し、早期の経営改善に取り組んでいけるよう取り組んでまいります。

1. 重点目標

(1) 経営改善の取り組み

- ① 各種規程等を含めた規則の見直し
- ② 経常経費等を含めた法人全体の財政面の見直し
- ③ 各事業所の定員規模等を含めた運営体制の見直し
 - ・ 障害者支援施設わかふじ寮
定員：43名 ➡ 40名への変更を目指す
 - ・ グループホームの再編
現行：8ホーム ➡ 6ホームへの再編を目指す
 - ・ 四万十工房の運営体制の見直し
A型事業：数年前から定員割れの状況で、工場会計の売り上げ減少もあり、経営が非常に困難な状況な為、事業の継続か中止か運営体制を協議し方向性を決定する。
- ④ 経理の拠点区分の変更
古津賀の拠点区分から法人本部を切り離し、法人本部を単体の拠点区分にすることで古津賀の事業の状況が明確となり、経営の見える化を実施する。
- ⑤ 通勤寮跡地の土地の取得
古津賀拠点における日中支援活動の場としての利用の他、将来の事業活用の為に高知県から中村通勤寮跡地の取得を目指す。

(2) 人事管理

- ① 新卒や経験者、有資格者など外部の人材を対象とした採用試験の実施
- ② 準職、臨時、パートタイム職員の他、外部の人材も含めた採用試験の実施
- ③ 職員の適材適所配置、必要に応じた定期人事異動の実施
- ④ 各種研修への参加・法人内研修の実施によるスキルアップの促進

(3) 法人の情報発信

- ① ホームページへの最新情報更新作業

2. 委託事業関係

- 税理士との業務委託契約の見直し

税理士との業務委託契約の内容について見直しを図ります。従来の事業所単位の巡回監査から拠点単位に変更し、委託費用のコストダウンを致します。事業所単位の細かなチェックはして頂けなくはなりますが、経理担当者も日々の業務について統一した考え方で出来るようになってきましたので問題なしと判断し見直しをします。

3. 年間スケジュール（予定）

開催月	内 容	提 要
4 月	定期人事異動	
5 月	令和 4 年度 決算監査	
6 月	令和 5 年度 第 1 回理事会	令和 3 年度 事業報告・決算 理事および監事選任候補者選定
	令和 5 年度 定時評議員会	令和 3 年度 事業報告・決算 理事および監事の選任
	令和 5 年度 第 2 回理事会	理事長および業務執行理事の選定
9 月	令和 5 年度 第 3 回理事会	第 1 次補正予算
	令和 5 年度 第 1 回臨時評議員会	第 1 次補正予算
10 月	定期人事異動	
11 月	令和 5 年度 正職員採用試験	外部の方を対象とした試験
12 月	令和 5 年度 第 4 回理事会	第 2 次補正予算
	令和 5 年度 第 2 回臨時評議員会	第 2 次補正予算
3 月	ストレスチェックの実施	
	令和 5 年度 第 5 回理事会	第 3 次補正予算 令和 5 年度 事業計画・予算
	令和 5 年度 第 3 回臨時評議員会	第 3 次補正予算 令和 5 年度 事業計画・予算

4. 研修会・活動等

内 容	提 要
ワーキング会議	必要に応じて開催
職員スキルアップ研修	拠点ごとに開催
職員との面談	拠点ごとに開催
保護者等との意見交換会	拠点ごとに開催
人材確保活動	年間
土岐神社管理	年間

【 令和5年度 法人が運営する事業所及び事業内容 】

古津賀 拠点	事業所名	障害児入所施設 わかふじ寮	
	事業種別 及び定員	・福祉型障害児入所施設 ・短期入所事業 ・日中一時支援事業	定員：10名 定員：3名 定員：若干名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
	事業所名	児童発達支援事業所 あっふる	
	事業種別 及び定員	・指定放課後等デイサービス ・児童発達支援事業	定員：10名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
古津賀 第二 拠点	事業所名	相談支援事業所 わかふじ	
	事業種別 及び定員	・基本相談支援 ・地域相談支援 ・計画相談支援 ・障害児相談支援	
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4094 / 0880-35-4091	
古津賀 第二 拠点	事業所名	障害者支援施設 レジデンスわかふじ	
	事業種別 及び定員	・障害者支援施設（生活介護） （施設入所支援） ・短期入所事業	定員：20名 定員：20名 定員：1名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
蕨岡 拠点	事業所名	障害者支援施設 わかふじ寮	
	事業種別 及び定員	・障害者支援施設（生活介護） （施設入所支援） ・短期入所事業 ・日中一時支援事業	定員：40名 定員：43名 定員：3名+空所型 定員：若干名
	住所	四万十市蕨岡甲 6451-2	
	TEL / FAX	0880-32-1177 / 0880-32-1888	
岩田 拠点	事業所名	四万十工房	
	事業種別 及び定員	・就労継続支援A型事業 ・生活介護事業	定員：10名 定員：10名
	住所	四万十市岩田 230-10	
	TEL / FAX	0880-31-0446 / 0880-31-0447	
	事業所名	ごり工房	
	事業種別 及び定員	・生活介護事業	定員：20名
	住所	四万十市岩田 230-21	
	TEL / FAX	0880-31-0446 / 0880-31-0447	
	事業所名	ぼっちり村	
	事業種別 及び定員	・共同生活援助事業	定員：40名
	住所	四万十市岩田 143-4	
	TEL / FAX	0880-34-9380 / 0880-34-5880	

令和 5 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：福祉型障害児入所施設 わかふじ寮

事業種別：福祉型障害児入所施設
短期入所事業
日中一時支援事業

令和5年度 障害児入所施設わかふじ寮 事業計画書

1. 事業の実施概要

「指定福祉型障害児入所施設」は、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うと示されています。対象年齢は3歳～18歳で、主に知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害を含む）を入所させ、保護及び養育し、自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。

2. 療育の基本方針

障害児入所施設の根拠となる法律は児童福祉法です。児童福祉法は、1947（昭和22）年に、戦災孤児などの福祉を守るために制定されました。しかし、その趣旨を国民一人ひとりに理解させることができなかつたため、1951（昭和26）年に児童憲章を制定し、平易な文章で、国民に児童の基本的人権を尊重することを分かりやすく宣言しました。その前文には、児童の福祉の理念が、次のようにまとめられています。

児童は、人として尊ばれる。 児童は、社会の一員として重んぜられる。 児童は、良い環境の中で育てられる。

私たちは、この理念に則り、その先の青年期以降、自分を是とし、人を信頼し、心豊かに生きていけることを真に願って、子どもを大切に育てます。

3. 【令和5年度の重点課題】

(1) 入所定員満床を目指す

令和4年度は18歳を迎えた児童3名を無事にそれぞれの進路先に送り出すことができました。令和5年度は定員10名に対し、現員7名でのスタートとなります。児童相談所や相談支援事業所から入所相談があった場合は、すみやかに児童との面会、家族や学校等と課題の共有を行い、積極的に入所受け入れに努めます。入所にあたり、すでに入所している児童への配慮を怠ることなく、丁寧に進めたい考えです。

(2) 療育の質の向上

各支援のマニュアル作成、見直しを行い、チームとしての足並みを揃えていきます。また、職員のメンタルヘルス対策を定期的実施し、職員のモチベーションを高め、チームの結束、支援力の向上を目指します。

4. 購入・工事関係

リネン室扉付け替え工事

5. 療育内容

(1) 療育部門

- ・利用者のニーズに応じた長期的な支援を個別支援計画に落とし込み、児童の発達段階に沿った支援を展開していきます。

- ・利用者の基本的な生活習慣の獲得を目指します。保育士、児童指導員は「褒める」、「待つ」、「認める」姿勢で支援に取り組み、個々の特性に応じた支援を行い、日々変わる利用者のケースを記録で残していき、月に1回以上ケース会議を開催して情報共有を図ります。
- ・集団生活のルールを伝え、良好な人間関係の構築、自己開示が行える環境構成に取り組みます。
- ・充実したカリキュラムを提示し、四季折々の行事開催、地域交流を行い、利用者が生きていく楽しさを感じられるように配慮します。
- ・子どもたちの発達段階を正確に捉える為、年度ごとにアセスメントを行います。アセスメントの際には実態を把握し、専門的診断を取り入れることで、発達段階に合わせた支援が行えるように配慮します。
- ・障害特性に合わせ、「構造化」など専門的支援の導入を行い、利用者が自己選択、自己決定が行えるように配慮していきます。
- ・施設内で解決が難しい事案は、特別支援アドバイザーにケースを提示し、適切な支援が実施できるように助言を求めます。
- ・不適切支援や虐待に繋がりそうな案件は、情報共有し、どのような場面で起こり、どう対応しているかの事実確認をし、早めの支援の改善について話し合いを開き、利用者に不利益が被らないように配慮していく。
- ・保育士、児童指導員のスキルアップのため、研修の参加、他施設の見学、施設内発表を取り入れていきます。
- ・児童相談所と協力して面会や外出などの機会を意図的につくり、利用者と保護者の関係をより良くしていきます。また、18歳以降の生活をどうしていくか高等部1年生になった時点から保護者にも考えてもらいます。将来使えるサービスについてもお伝えし、県内でどのような施設があるのかも知ってもらいます。「親」としての責務を果たせるように、児童相談所、学校、市町村と連携し、利用者を包括的に捉え、サポートしていきます。

【一日のスケジュール】

学校登校日

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
起床	朝食	身支度	学校生活 8:30 登校送り 14:30~15:51 下校お迎え							おやつ	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇	就寝	

学校休業日

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
起床	朝食	身支度	訓練など	宿題	園内活動	昼食	散歩など	ド園外活動	おやつ	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇	就寝	

学校登校日は、喜んで登校することを第一義とします。そのため、しっかり食べること、時間に間に合うよう身支度すること、下校後は翌日に備えてしっかり休むことを指導します。

学校休業日は、ドライブや散歩のほか、担当保育士とヘアカットや買い物に出かけたり、外食を体験したりします。家族との面会や外出が行われるように調整も行います。

【年間行事】

時期	内容
4月	遠足（汽車に乗って）
5月	外食
6月	家族に感謝の日
7月	夏祭り（3事業所合同）
8月	川遊び・お庭で花火
9月	外食
10月	動物園へいこう 土岐神社祭り（3事業所合同） ハロウィンパーティー
11月	焼き芋パーティー 一條大祭
12月	クリスマス会（入所事業所合同） もちつき大会（3事業所合同）
1月	初詣（屋台で買い物）
2月	節分豆まき（3事業所合同） バレンタインデー
3月	ひな祭り・ホワイトデー 卒業を祝う会（3事業所合同）

年間行事として、外食体験（2回）を行います。社会参加の体験と地域交流が目的です。

地域のお祭りや地区の清掃等に積極的に参加し、地域交流を行います。

スピリットアート展（高知県障害者美術展）に1点以上の作品出品ができるように創作活動に取り組みます。プロの芸術家を招いて、アートの日を設けます。

(2) 栄養部門

- ・給食事業委託業者と連携し、子どもの健康や嗜好に配慮した食事の提供を行います。
- ・栄養士は嗜好調査や給食会議等を実施し、より良い食事の提供に努めます。
- ・季節を感じられ、子どもが目で見たい行事食の提供を行います。餅つきやお菓子作りなどの調理体験も行います。

(3) 看護部門

- ・子どもの健康を維持するための取り組みを行います。また、子どもが疾病に罹患した場合の受診や療養の世話をし、健康を回復するための看護を行います。子どもの健康に関して、多職種と連携します。
- ・高知県立中村特別支援学校の養護教員と子どもの健康に関する情報を共有します。
- ・職員の健診について計画及び実施し、職員からの健康に関する相談に応じます。メンタルヘルス対策においても中心的役割を担います。

- ・感染症予防対策において、中心的な役割を担います。新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や感染予防対策を講じます。

【健康管理】

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年2回）体重（毎月）
	血圧測定	必要時に実施します
	尿検査	1回目5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します 2回目12月頃
	聴力検査	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します
	視力検査	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します
	血液検査	年1回 ※医師の判断で省略あり
	内科検診及び 精神科検診	5月 ※学校 要受診となった場合は対応します 2回目12月頃
	歯科検診	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します
感染予防対策	新型コロナウイルス感染症予防対策（通年） インフルエンザ予防対策（11月～3月）	
定期受診	原則、看護師が行います。服薬の管理もします。	

【感染症の予防対策】

新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスワクチン接種 基本的感染防止策の推進 感染発生時の初動対応、感染拡大防止対応の想定
インフルエンザ対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施します。

【職員健診】

年齢	深夜業務の有無	1回目	2回目
18歳～34歳	なし	定期健康診断	
	あり	定期健康診断	定期健康診断
35歳～75歳	なし	生活習慣病予防検診	
	あり	生活習慣病予防検診	定期健康診断

その他、付加健診、婦人科健診が対象年齢時に準備されます。

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努めます。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努めます。
- ③ 会計担当者は経理規程を遵守し、正確な会計処理を行います。

6. 苦情解決体制

苦情受付担当者	中平真人（児童発達管理責任者）
苦情解決責任者	黒川広美（施設長）
第三者委員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 評議員） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00～17：00（土・日・祝日除く）
連絡先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

- ・高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を 依頼し、助言・指導を仰ぎます
- ・毎年3月に苦情受付件数・内容を第三者委員に報告します。

7. 避難訓練及び防災教育

種別	実施月	消火訓練	通報訓練	避難訓練	炊き出し	防災教育
総合訓練 (2回/年)	6月 11月	○ ○	○ ○	○火災 ○地震		○ ○
避難訓練 (10回/年)	4・8・12月 5・9・10・1月 7・11・2月			○火災 ○地震 ○風水害		
防災イベント (1回/年)	9月			○地震	○	○防災食 試食会

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

8. 利用者状況(令和5年4月1日見込み)

(1) 定員と現員

定員	現員	利用の形態
10名	7名	契約 0名
		措置 7名

(2) 通学の状況

学校名	学部	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
四万十市立東山小学校		1						1
中村特別支援学校	小学部					2		2
	中学部		1					1
	高等部	1	2	0				3

(3) 障害の状況

種類	A1	A2	B1	B2	なし
療育手帳	2	2	2		1

種類	1級	2級	3級	4級	なし
身障手帳					7

9. 職員の状況

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1名					1名	1名
サービス管理責任者							1名 ※1
保育士	2名				2名	4名	3.5名 ※2
児童指導員	3名	1名		1名		5名	
指導員	1名					1名	
看護職員（兼任）	1名					1名	0名
栄養士（兼任）							0名 ※3
事務員等（兼任）	1名				3名	4名	0名
合計	9名	1名	0名	1名	5名	16名	

※1 障害者支援施設が主体の場合、障害者支援施設のサービス管理責任者が兼務できる

※2 障害児の数4で除した数。定員30人以下の場合、当該数字に1を加えた数。

※3 定員40名以下の場合には置かないことができる

※4 看護職員および栄養士、事務職員等は本体施設と兼務できる

10. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・より多くの職員が研修を受けられるように、職場内研修を充実させます。
- ・職員個人や直属の上司の意向を調整しながら、令和5年度研修計画を策定します。職員が潜在的に持っている「学びたい意欲」と「成長の可能性」を引き出し、目標を持って働ける職場づくりをすすめます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する 	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する 	施設長・幹部職員研修 苦情解決セミナー 事例研究
中堅職員 (3年～)	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得 	中堅職員研修 チームマネジメント
新任職員 (1～2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する 	新任職員研修 発達障害セミナー

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	サービス管理責任者等
	職位階層別研修	内容に応じて1～2名
	その他	内容に応じて1～2名
知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	施設長等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1～2名
	防災研修	防災委員1～2名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて1～2名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～2名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内容
Special Learning	通年	採用後 3年以内	動画コンテンツの視聴・レポート提出 職種・経験に応じて受講計画策定
救急救命講習	6月	全員	幡多中央消防組合へ依頼 心肺蘇生法（AED含む）・応急手当法
感染症予防研修	10月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型 コロナウイルス感染症予防について
権利擁護・虐待防止研修	11月	全員	外部講師招聘予定
ミュージックケア	1回/月	初級指導員 ほか	ミュージックケア協会の岩城先生を 招聘し、実地指導を受ける。
発達障害理解促進研修		全員	外部講師招聘予定
芸術活動促進	6回/年	スポレク 委員ほか	芸術士の招聘 イベントの企画・広報活動の指導含む

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	原則全員	
個別支援検討会議	8・2月	サービス管理責任者等 保育士等・ほか	今期個別支援計画の評価を基に 次期個別支援計画を作成する

【委員会活動】

委員会名	活動内容
虐待防止委員会 (2回以上/年)	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関すること ・身体拘束および行動制限に関すること ・セルフチェック（6月・10月）に関すること
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関すること ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・避難訓練実施計画策定および実施 ・防災教育 ・福祉避難所に関すること
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。特に新型コロナウイルス感染症対策として、BCPの精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関すること ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3事業所合同の行事・イベントの企画・実施

1 1. 関係機関及び地域との連携

(1) ご家族との連携

積極的に施設での暮らしの様子や成長の記録をお伝えします。個別支援計画を通じて、ご家族の想いや希望をお伺いし、子どもの将来について一緒に考えていきます。

(2) 関係機関との連携

ひとりの子どもの成長をみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。とくに高知県立中村特別支援学校や児童相談所とは緊密に連携します。

(3) 地域との連携

永年、地域の方にはお世話になっています。今後とも地域の行事や区役に積極的に参加し、互いに顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 5 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：児童発達支援事業所 あっふる

事業種別：指定放課後等デイサービス事業
児童発達支援事業

令和5年度 児童発達支援事業所あつぷる 事業計画書

1. 事業の実施概要

「放課後等デイサービス事業所」は、授業の終了後または学校の休業日に通わせ、生活能力の向上の為に、必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う施設です。

「児童発達支援事業所」は、集団療育および個別療育を行う必要があると認められた未就学の障害児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与集団生活への適応訓練等を行う施設です。

当事業所は、上記二つの事業を多機能型事業所として運営します。

2. 療育の基本方針

1951（昭和26）年に児童憲章を制定し、平易な文章で、国民に児童の基本的人権を尊重することを分かりやすく宣言しました。その前文には、児童の福祉の理念が、次のようにまとめられています。

児童は、人として尊ばれる。 児童は、社会の一員として重んぜられる。 児童は、良い環境の中で育てられる。

私たちは、この理念に則り、その先の青年期以降、自分を是とし、人を信頼し、心豊かに生きていけることを真に願って、子どもを大切に育てます。

また、放課後等デイサービスガイドラインの中で放課後等デイサービスの基本的役割として、保護者支援が挙げられています。保護者の相談に対する適切な助言、子どもの育ちを支える力を高められるような支援（ペアレントトレーニング等）を行うことで、保護者が子どもと向き合うゆとりを持ち、自信の維持や回復を促せるよう努めます。

3. 【令和5年度の重点課題】

(1) 利用者の獲得・地域への発信

令和5年度末で高等部卒業に伴い、当事業所の契約が終了となる利用者が4人います。この4人の利用者は、現在利用の回数が多く、契約が終了するとたちまち収入の減少に繋がります。今年度児童発達支援事業を開所することができましたが、現在登録利用者は2名なので、新規利用者獲得に繋げていく必要があります。

そのために、当事業所としての強みを今一度見直し、利用者や家族のニーズ（利用の時間帯・サービス内容※機能訓練等）とすり合わせをしていく必要があります。また、幡多圏域においてまだ、児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業の認知が低いことも考えられるので、行政・学校・医療機関等へ発信していくことが必要だと思われます。（ホームページも活用）

放課後等デイサービスの利用者の中には、芸術活動が得意な利用者、職員がいますので、イベントを通して、外部の方にも見てもらい、事業所の紹介や余暇活動の充実を図るとともに、高等部卒業後の進路開拓へも繋がるようにしていきます。

(2) 療育の質の向上

現在は職員や保護者・学校教員からの聞き取りをもとに、事業所独自アセスメントを行っているが、より根拠に基づく支援ができるように、標準化されたアセスメントツールを取り入れる必要があると思われる。同量同質の支援ができるように、実際に検査・アセスメントの結果を基に、利用者さんの発達がどの段階なのか、どのようなアプローチをすることが有効なのか指標を用いた支援をしていきます。

(3) 保護者支援

家庭において対応が困難だと思われるケースをよく耳にします。どのように対応することが利用者本人にとって安心した生活が送れるのか一緒に考えることが大切だと思います。スケジュール提示や空間・時間の構造化、また要求の発信・受信、声の掛け方等、新人職員が増えたこともあり職員も再度勉強しながら無理なく家庭で取り入れられる内容について提案していきます。

また保護者同士の繋がりが希薄化されている現状であり、職員だけにとどまらず、悩みを抱えた家族が、より気兼ねなく相談できる保護者ネットワークの確立、そして地域の父母の会のサポートをし、家族だけで悩みを抱え込まない体制作りを行っていきたいと考えます。

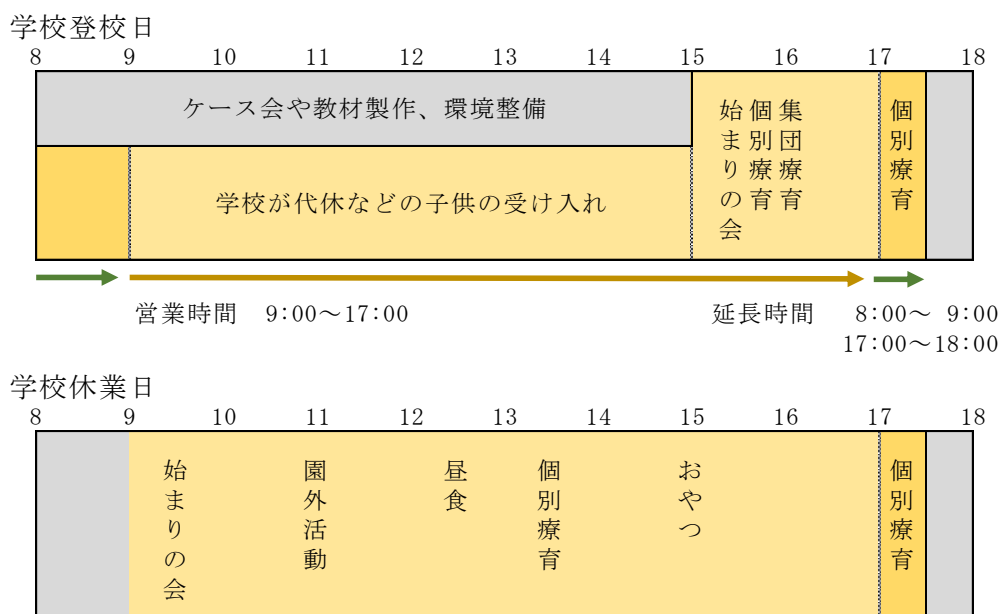
4. 購入・工事関係

本年度計画はありません。

5. 療育内容

集団療育（体操・ダンス・手遊び歌・紙芝居など）、個別療育（宿題・ワーク・工作など）を取り入れ、子どもが楽しめる日課にします。遊びや体験をとおして、子どもの心身の発達を促します。

子どもや保護者との信頼関係をつくりながら、子どもの障害特性や発達課題、困り感を的確にとらえ（アセスメント）、集団生活の利点を生かして子どもの成長を促すチーム療育を実施します。評価が偏らないよう、客観的データが収集できるように工夫します。



【年間行事】

時期	内容
4月	プチ祭り
5月	カラオケ大会（3事業所合同）
7月	七夕 夏祭り（3事業所合同） オーテピアへ行こう
8月	お化け屋敷（3事業所合同）
10月	土岐神社祭り（3事業所合同） ハロウィンパーティー
11月	焼き芋パーティー
12月	クリスマス会 もちつき大会（3事業所合同）
2月	節分豆まき（3事業所合同）
3月	卒業を祝う会（3事業所合同）
年間	リサイクル活動 調理実習 誕生日会

スピリットアート展（高知県障害者美術展）に1点以上の作品出品ができるように創作活動に取り組む。プロの芸術家を招いて、アートの日を設けます。

6. 苦情解決体制

苦情受付担当者	船口和信（児童発達管理管理責任者）
苦情解決責任者	黒川広美（施設長）
第三者委員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 評議員） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連絡先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

- ・毎年、高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を依頼し、助言・指導をします。
- ・毎年3月に苦情受付件数・内容を第三者委員に報告します。

7. 避難訓練及び防災教育

種別	実施月	消火訓練	通報訓練	避難訓練	炊き出し	防災教育
総合訓練 (2回/年)	6月 11月	○ ○	○ ○	○火災 ○地震		○ ○
避難訓練 (10回/年)	4・8・12月 5・9・10・1月 7・11・2月			○火災 ○地震 ○風水害		
防災イベント (1回/年)	9月			○地震	○	○防災食 試食会

・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

8. 利用者状況(令和5年4月1日見込み)

(1) 定員と現員

	定員	契約人数
放課後等デイサービス	10名	19名
児童発達支援センター		2名

定員の考え方…1日の利用者数

1日当たりの利用者数は定員の150%を超えてはいけない(15人)

3か月間の平均利用者数が130%を超えてはいけない(13人)

(2) 通学の状況

学年 学校名	小学校及び小学部						中学部			高等部		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
中村特別支援学校			1		1		2	3	1	2	1	4
中村中学校							1					
中村南小学校						1						
具同小学校						1	放課後の学校へのお迎えは事業所 が対応。					
利岡小学校				1								

年齢 保育所名	3歳以下	4歳	5歳	6歳
利岡保育所			1	
あおぎ保育所	1			

セッション終了後の保育所へ
の送迎は事業所が対応。

9. 職員の状況

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1名					1名	1名 ※1
サービス管理責任者	1名					1名	1名 ※2
保育士		1名		2名		3名	2名以上 ※2
児童指導員	1名				1名	2名	
機能訓練士					1名	1名	
合計	2名	1名	0名	2名	2名	7名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 常勤専従

※3 障害児の数が10名までは2名以上。10名を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数。理学療法士は機能訓練担当者として合計数に含めることができる。

10. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・職員個人や直属の上司の意向を調整しながら、令和4年度研修計画を策定します。職員が潜在的に持っている「学びたい意欲」と「成長の可能性」を引き出し、目標を持って働ける職場づくりをすすめます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する 	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する 	施設長・幹部職員研修 苦情解決セミナー 事例研究
中堅職員 (3年～)	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得 	中堅職員研修 チームマネジメント
新任職員 (1～2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する 	新任職員研修 発達障害セミナー

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	サービス管理責任者等
	職位階層別研修	内容に応じて1～2名
	その他	内容に応じて1～2名
知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	施設長等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1～2名
	防災研修	防災委員1～2名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて1～2名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～2名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内容
Special Learning	通年	採用後 3年以内	動画コンテンツの視聴・レポート提出 職種・経験に応じて受講計画策定
救急救命講習	6月	全員	幡多中央消防組合へ依頼 心肺蘇生法（AED含む）・応急手当法
感染症予防研修	10月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型 コロナウイルス感染症予防について
権利擁護・虐待防止研修	11月	全員	外部講師招聘予定
ミュージックケア	1回/月	初級指導 員ほか	ミュージックケア協会の岩城先生を 招聘し、実地指導を受ける。
発達障害理解促進研修		全員	外部講師招聘予定
芸術活動促進	6回/年	スポレク 委員ほか	芸術士の招聘 イベントの企画・広報活動の指導含む

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	原則全員	
個別支援検討会議	8・2月	サービス管理責任者等 保育士等・ほか	今期個別支援計画の評価を基に 次期個別支援計画を作成する

【委員会活動】

	活動内容
虐待防止委員会 (2回以上/年)	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証する為、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動する。 ・虐待防止マニュアルに関する事 ・身体拘束および行動制限に関する事 ・セルフチェック（6月・10月）に関する事
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動する。 ・防災マニュアルに関する事 ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・避難訓練実施計画策定および実施 ・防災教育 ・福祉避難所に関する事
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動していく。特に新型コロナウイルス感染症対策として、BCPの精度向上に取り組む。 ・感染対策マニュアルに関する事 ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動する。 ・3事業所合同の行事・イベントの企画・実施

1 1. 関係機関及び地域との連携

(1) ご家族との連携

積極的にサービス利用中の様子をお伝えします。個別支援計画を通じて、ご家族の想いや希望をお伺いし、子どもの将来について一緒に考えていきます。

(2) 関係機関との連携

ひとりの子どもの成長をみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。とくに高知県立中村特別支援学校その他学校、児童相談所とは緊密に連携します。

(3) 地域との連携

永年、地域の方にはお世話になっています。今後とも地域の行事や区役に積極的に参加し、互いに顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 5 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：相談支援事業所 わかふじ

事業種別：基本相談支援事業
計画相談支援事業
地域相談支援事業
障害児相談支援事業

令和5年度 相談支援事業所わかふじ 事業計画書

1. 事業の実施概要

「特定相談支援事業所」とは、障害福祉に関する情報提供や、サービスを利用するための「サービス等利用計画書」を作成する事業所です。基本相談支援、計画相談支援（サービス利用支援／継続サービス利用支援）からなります。対象となる方は、障害福祉サービス等の支援が必要な18歳～64歳までの、障害をお持ちの方です。「障害児相談支援」とは、障害児通所支援の給付決定に先立って「障害児支援利用計画」及び、通所支援開始後に「継続障害児支援利用計画」を作成します。

2. 購入・工事関係

本年度計画はありません。

3. 基本方針

利用者やその家族からの相談に応じ、利用者がその心身の状況に応じた日常生活や社会生活を営むことができるよう、情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な相談支援の提供を行います。

利用者の置かれている状況の把握に努め、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供と、必要な資源の改善や開発に努めます。

4. 【令和5年度の重点課題】

- (1) 併設の入所施設や障害児通所施設と連携し、体制の強化や相談支援専門員の専門性を高めるよう努めます。
- (2) 障害のある方の暮らしを支える重要な事業ですが、収益性の低い事業です。契約件数やサービス実施の範囲、加算算定の状況を見ながら、少しでも経営改善できるように努めます。

5. 苦情解決体制

苦情受付担当者	豊嶋志保（相談支援専門員）
苦情解決責任者	黒川広美（施設長）
第三者委員	山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00～17：00（土・日・祝日除く）
連絡先	TEL：0880-35-4094 FAX：0880-35-4091

- ・毎年、高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を依頼し、助言・指導を仰ぎます
- ・毎年3月に苦情受付件数・内容を第三者委員に報告します。

6. 利用児の状況(令和5年3月)

【幡多地域6市町村】

	四万十市	宿毛市	土佐清水	黒潮町	大月町	三原村	合計
障害者	41名	15名	15名	5名	6名	2名	84名
障害児	8名	0名	0名	0名	0名	1名	9名

【幡多地域以外】

	四万十町	須崎市	高知市	香南市	香美市	南国市	その他	県外	合計
障害者	11名	5名	13名	2名	3名	2名	4名	2名	42名
障害児	1名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	1名

7. 職員の状況

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者(兼務)	1名					1名	1名 ※1
相談支援専門員	1名					1名	1名 ※2
合計	2名					2名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 1ヶ月の平均の利用者数35件に対して1名の配置が望ましい

8. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修(自閉症支援)は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・相談支援専門員の専門性を高めるための研修に派遣します。

9. 関係機関及び地域との連携

(1) ご家族との連携

サービス等利用計画及びモニタリングを通じて、ご家族の想いや希望をお伺いし、利用者が望む暮らしの実現を応援します。トラブルや困りごとが起こった場合も、すみやかに対応します。

(2) 関係機関との連携

利用者の暮らしをみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。特に在宅の場合、地域住民や民生委員、商店主の方などに情報提供いただいたり、協力していただいたりすることがあります。普段から顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 5 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害者支援施設 レジデンスわかふじ

事業種別：障害者支援施設（生活介護）

障害者支援施設（施設入所支援）

令和5年度 障害者支援施設レジデンスわかふじ 事業計画書

1. 事業の実施概要

障害者総合支援法に基づいて、その対象者に入所していただき、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の必要な支援を行う。併せて日中活動支援を提供し、障害のある方の日常生活を一体的に支援することを目的としています。

障害がある方の青年期から壮年期を支える施設として、はつらつと元気な施設、その人らしさが大切にされる施設を目標とします。

2. 支援の基本方針

平均年齢30歳の若々しい施設です。元気ではつらつとして、にぎやかな施設を目指したいと思います。「サービス等利用計画」に沿った「個別支援計画」を策定、計画に沿った支援を基本としますが、決して画一的なものではなく、個人を尊重した“ぬくもり”のある支援を行います。本人と関わる全ての職員が、本人を思いやり、労り、共感することができなければいけません。どんなに障害が重たくても、本人に意思があることを忘れず、対話を重ね、気持ちを引き出す姿勢で丁寧な支援に努めます。

3. 【令和5年度の重点課題】

● 同量同質な支援における重点課題

同量同質な支援を行うための課題は、各職員の支援に対する考え方や問題への対応力または解決力の質的な違いを解消する事です。同じ支援をするにも、同じ問題を解決するにも各職員でその過程や方法が異なることが問題です。「多すぎる支援」も「少なすぎる支援」も「優しすぎる支援」も「厳しすぎる支援」も利用者にとっても職員にとってもお互いに良い結果を生みません。各職員の「意識」「知識」「技術」の向上を図り、活発な意見交換を行いそれに基づいて職員が一貫性を持った支援を行う必要があります。

【取り組み】

- ・利用者に寄り添い、共感の心を持ちながら耳を傾け、時には言葉や仕草の裏にある意図を読み取り、何を求めているのかニーズの把握を行います。
- ・ケース会議において、何のために行う支援なのか、どんな状態を目指しているのかという「目的」と「目標」を明確化し支援内容の検討を行います。また、長期的な取り組みに関しては、個別支援計画に落とし込み取り組んでいきます。
- ・ケース会議において、様々な角度から活発な意見交換が行えるよう、会議に参加できない職員からも事前アンケートを通して意見を出していただきます。
- ・支援の質が職員個人の経験値に左右されないよう、成功事例を元に支援のマニュアル化を行います。
- ・失敗事例として事故報告やヒヤリハットは、ケース会議にて話し合い、同じ失敗を繰り返さないよう改善していきます。

- ・各職員が引継ぎ記録を確認できているか主任が日々チェックを行い、確認が出来ていない職員には主任から対象の職員へ助言を行います。
- ・現場内で決まった事については、必ず引継ぎ記録に記入して周知します。

- チーム療育の推進と専門性の向上

レジデンスにおける支援の難しさには「行動障害による難しさ」「意思の疎通に関する難しさ」「機能面に関する難しさ」があり、またそれらを重複している方が殆どです。何を求め、何を不快に感じ、何に配慮しなければならないのか、なぜその行動を取るのか、答えを出すためには専門的な知識と洞察力が必要です。一人では抱えきれない事や解決できない事もありますが、支援は個人プレイではありません。レジデンスというチームであり成人、児童、デイサービスが複合している古津賀拠点という大きなチームでもあります。古津賀拠点を様々な経験、資格や専門性を持つ大きなチームと捉えてその強みを活かしていきます。

【取り組み】

- ・利用者を意思のある個人として尊重し、パターンリズムな支援になっていないかケース会議などを通してチェックを行います。
- ・日々変化する利用者の状態を記録し、現在行っている支援の有効性や現状を職員間で共有してさらに良い支援に繋がられるようにしていきます。
- ・困難な事例に直面した時、不適切な支援や怪我、器物損壊に繋がらないよう、他の職員に助けを求める、またはチームとして助けを求められなくても助けに行ける関係性の構築を行います。
- ・悩んだ時は何でもすぐに相談できるよう明るい職場、風通しの良い職場を目指します。
- ・チームとしての意識や関係性を構築するために、まずは複数人でチームを作って事例に取り組み、施設内での事例発表を年1回行います。
- ・不適切な支援や事故が起きないように、解決したい事例、対応が困難な事例等を幅広く職員から集めてケース会議の議題とします。
- ・複数の事業所が複合している強みを活かし、古津賀拠点内での見学や意見交換を行います。また、法人内他拠点および他法人の事業所等の見学も取り入れていきます。
- ・身体機能面に関する問題に対して、残存能力を使ったうえでどこを目標にするのかが不明確になりやすいです。高い目標は日々が苦痛となり、低ければ残存能力を失う事に繋がります。そこで、理学療法士から残存能力の維持や向上に向けての助言をいただき、正しい目標設定のもと支援を行っていきます。
- ・解決できない困難事例に対しては外部からアドバイザーを招いて助言をいただきます。
- ・研修を通して各職員の専門性の向上を図ります。また、学んだことを他の職員へ伝える場を作り、知識の定着と周知を図ります。

4. 購入・工事関係

本年度計画はありません。

5. 支援内容

(1) 支援部門

- ・障害特性や発達課題、困り感を的確にとらえ（アセスメント）、本人にとって効果的な支援方法や目標を検討し、統一したチーム支援を行います。評価が偏らないように、客観的データが収集できるように工夫します。
- ・生活支援員は、一人ひとりの心身の状況に応じた日常生活援助（食事・入浴・排せつ等）を提供し、看護師や栄養士と協力して適切なチームケアを行います。
- ・日中活動支援の充実を図り、計画的に取り組めます。令和5年度の日中活動は、ドライブや散歩、ワーク、ミュージックケア等を行いました。本年度は、芸術活動や地域との交流活動等にも取り組めます。
- ・利用者によっては、非言語的コミュニケーションが効果的です。ジェスチャーや絵カードなどを活用し、コミュニケーションを大切にします。
- ・個別支援計画に関する面談を、本人と家族の希望や想いを聴かせてもらえるよい機会と捉えます。私たちは、常に利用者の立場に立ち、本人と家族の意見の食い違いや想いの落差を調整するための役割を担います。
- ・衣食住を整えます。改修後、本人にとって自室が安心できてくつろげる空間になるように努めます。
- ・不適切支援や虐待につながりやすい自閉症支援のスキルを高めます。本年度も専門アドバイザーの田村先生を招聘し、自閉症基礎研修やケース検討会で指導いただきます。各々に自閉症支援の基本的な知識はついてきましたが、統一したチーム支援が展開しにくい状況です。指導的立場の職員のチームマネジメント力がつくように、研修内容を見直します。
- ・困難なケースを一人で抱え込まないように、ケース検討の機会を増やし、常に相談できる体制を作ります。

【一日のスケジュール】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
	起床	朝食	身支度	散歩など	ドライブ活動	日中活動	昼食	余暇	散歩など	ドライブ活動	日中活動	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇	就寝

【年間行事】

時期	内容
4月	春の遠足
5月	カラオケ大会（3事業所合同）
7月	川遊び 夏祭り
8月	お化け屋敷（3事業所合同） ぶどう狩り&バーベキュー
10月	土岐神社祭り（3事業所合同）
11月	秋の遠足 一條大祭
12月	クリスマス会（入所事業所合同） もちつき大会（3事業所合同）
2月	節分豆まき（3事業所合同）
3月	卒業を祝う会（3事業所合同）

年間行事として、外食体験（2回）行います。社会参加の体験と地域交流が目的です。

地域のお祭りや地区の清掃等に積極的に参加し、地域交流を行います。

スピリットアート展（高知県障害者美術展）に1点以上の作品出品ができるように創作活動に取り組みます。プロの芸術家を招いて、アートの日を設けます。

(2) 栄養部門

- ・給食事業委託業者と連携し、子どもの健康や嗜好に配慮した食事の提供を行います。
- ・栄養士は嗜好調査や給食会議等を実施し、より良い食事の提供に努めます。
- ・咀嚼・嚥下機能の低下を防ぐための工夫も積極的に取り入れます。
- ・生活習慣病予防のため、栄養士、看護師、生活支援員が連携して、健康管理に努めます。特に適正体重の維持のため、食の楽しみを損なうことがないダイエットメニューを取り入れます。

(3) 看護部門

- ・利用者の健康を維持するための取り組みを行います。また、利用者が疾病に罹患した場合の受診や療養の世話をし、健康を回復するための看護を行います。
- ・理学療法士の指導を受け、軽運動やリハビリについて検討します。
- ・職員の健診について計画及び実施し、職員からの健康に関する相談に応じます。メンタルヘルス対策においても中心的役割を担います。
- ・感染症予防対策において、中心的な役割を担います。新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や感染予防対策を講じます。

【健康管理】

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年2回）体重（月1回）腹囲（年2回）
	血圧測定	40歳未満（月1回）40歳以上（月2回）
	尿検査	1回目5月頃 要受診となった場合は対応します。 2回目12月頃
	血液検査	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。
	胸部レントゲン	年1回（11月）
	心電図検査	40歳以上 ※医師の指示による
	内科検診及び 精神科検診	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。
	歯科検診	年1回（通年）
感染予防対策	新型コロナウイルス感染症予防対策（通年） インフルエンザ予防対策（11月～3月）	
定期受診	原則、看護師が行います。服薬の管理もします。	

【感染症の予防対策】

新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスワクチン接種 基本的感染防止策の推進 感染発生時の初動対応、感染拡大防止対応の想定
インフルエンザ対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施します。

【職員健診】

	深夜業務の有無	1回目	2回目
18歳～34歳	なし	定期健康診断	
	あり	定期健康診断	定期健康診断
35歳～75歳	なし	生活習慣病予防検診	
	あり	生活習慣病予防検診	定期健康診断

その他、付加健診、婦人科健診が対象年齢時に準備されます。

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努めます。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努めます。
- ③ 会計担当者は経理管理規程を遵守し、正確な会計処理を行います。

6. 苦情解決体制

苦情受付担当者	中平真人（児童発達管理責任者）
苦情解決責任者	黒川広美（施設長）
第三者委員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 評議員） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00～17：00（土・日・祝日除く）
連絡先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

- ・毎年、高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を依頼し、助言・指導を仰ぎます
- ・毎年3月に苦情受付件数・内容を第三者委員に報告します。

7. 避難訓練及び防災教育

種別	実施月	消火訓練	通報訓練	避難訓練	炊き出し	防災教育
総合訓練 (2回/年)	6月 11月	○ ○	○ ○	○火災 ○地震		○ ○
避難訓練 (10回/年)	4・8・12月 5・9・10・1月 7・11・2月			○火災 ○地震 ○風水害		
防災イベント (1回/年)	9月			○地震	○	○防災食 試食会

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

8. 利用者状況(令和5年4月1日見込み)

(1) 定員と現員

	定員	現員	空床
施設入所支援	20名	20名	1
生活介護	20名	20名	1

(2) 障害支援区分

区分	区分4	区分5	区分6	未判定
人数	6名	6名	8名	0名

平均区分

5.1

(3) 障害の状況

	A1	A2	B1	B2
療育手帳	14	6		

	1級	2級	3級	4級
身障手帳	2	2		

肢体不自由 2名 全盲 1名 聴覚障害 1名

(4) 平均年齢

年齢	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上
人数	6名	3名	5名	5名	1名

平均年齢
30歳

9. 職員の状況

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1名					1名	1名 ※1
サービス管理責任者	1名					1名	1名
生活支援員	6名		4名	3名	1名	14名	7名 ※2
看護職員（兼任）	1名					1名	1名 ※3
栄養士（兼任）	1名					1名	0名
事務員等（兼任）	1名		1名		3名	5名 ※4	0名
合計	11名	0名	5名	3名	4名	23名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 平均障害支援区分5以上の場合、利用者の数を3で除した数。人員配置体制加算(1)を算定する場合、直接処遇職員配置は1.7:1以上必要となる。

※3 生活介護の単位ごとに1名以上

※4 事務職員等には障害者雇用のハウスキーパー3名を含む

10. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・より多くの職員が研修を受けられるように、職場内研修を充実させます。
- ・職員個人や直属の上司の意向を調整しながら、令和4年度研修計画を策定します。職員が潜在的に持っている「学びたい意欲」と「成長の可能性」を引き出し、目標を持って働ける職場づくりをすすめます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する 	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する 	施設長・幹部職員研修 苦情解決セミナー 事例研究
中堅職員 (3年～)	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得 	中堅職員研修 チームマネジメント
新任職員 (1～2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する 	新任職員研修 発達障害セミナー

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	サービス管理責任者等
	職位階層別研修	内容に応じて1～2名
	その他	内容に応じて1～2名
知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	施設長等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1～2名
	防災研修	防災委員1～2名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて1～2名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～2名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内容
Special Learning	通年	採用後 3年以内	動画コンテンツの視聴・レポート提出 職種・経験に応じて受講計画策定
救急救命講習	6月	全員	幡多中央消防組合へ依頼 心肺蘇生法（AED含む）・応急手当法
感染症予防研修	10月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型 コロナウイルス感染症予防について
権利擁護・虐待防止研修	11月	全員	外部講師招聘予定
ミュージックケア	1回/月	初級指導員 ほか	ミュージックケア協会の岩城先生を 招聘し、実地指導を受ける。
発達障害理解促進研修		全員	外部講師招聘予定
芸術活動促進	6回/年	スポレク 委員ほか	芸術士の招聘 イベントの企画・広報活動の指導含む

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	原則全員	
個別支援検討会議	8・2月	サービス管理責任者等 保育士等・ほか	今期個別支援計画の評価を基に 次期個別支援計画を作成する

【委員会活動】

委員会名	活動内容
虐待防止委員会 (2回以上/年)	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関すること ・身体拘束および行動制限に関すること ・セルフチェック（6月・10月）に関すること
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関すること ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・避難訓練実施計画策定および実施 ・防災教育 ・福祉避難所に関すること
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。特に新型コロナウイルス感染症対策として、BCPの精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関すること ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3事業所合同の行事・イベントの企画・実施

1 1. 関係機関及び地域との連携

(1) 利用者家族との連携

積極的に施設での暮らしの様子をお伝えします。個別支援計画を通じて、家族の思いや希望をお伺いし、利用者の望む暮らしや将来について一緒に考えていきます。

(2) 関係機関との連携

利用者の暮らしをみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。支援の難しいケースについて、自分たちだけで解決を図ろうとせず、他法人や市町村、医療機関とも連携します。

(3) 地域との連携

永年、地域の方にはお世話になっています。今後とも地域の行事や区役に積極的に参加し、互いに顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 5 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害者支援施設 わかふじ寮

事業種別：障害者支援施設（施設入所支援）

障害者支援施設（生活介護）

短期入所事業

日中一時支援事業

令和5年度 障害者支援施設わかふじ寮 事業計画書

1. 目指す施設の姿

ご家族から離れて暮らす利用者に家庭的で安心して生活できる環境や支援を提供し利用者やご家族から信頼していただける施設を目指します。

2. 事業の実施概要

昨年度、成果の見られた新たな取り組みを継続、発展させ、さらなる改革を進めていきます。

- (1) リーダー制を継続し、全職員が施設の運営を担っている意識を高め、組織力を強化していきます。
- (2) ご家族に安心、信頼していただける施設であることを知っていただく機会として、昨年度、利用者の体調により中止となった「ご家族との懇談会」を開催すると共に、ご家族参加型の行事を昨年度以上に計画していきます。
- (3) ご家族が楽しみにしている毎月の「はがき通信」による近況報告、毎3カ月の広報「輪の和」を継続し、情報発信していきます。
- (4) 日中の活動内容を見直し、昨年度研修で学んだアートの創作活動に対する考え方を取り入れた内容や、地域の人材を活用した専門性の高い方による月2回の「絵本の読み聞かせ」等を、新たに計画していきます。
- (5) 各種委員会組織に「研修企画委員会」を新設し、職員主導で企画・立案できるように人材の育成に努めます。

3. 運営方針

(1) 利用者やご家族と共に作成する個別支援計画づくりと支援

利用者の人権の尊重を基本とし、ご家族の願いを大切にしながら、利用者が安心・安全で健康に生活できるよう利用者個々に応じた質の高いサービスの提供に努めます。

(2) 利用者のニーズに合わせた支援

関係機関や他事業所と連携・協働し、多様な福祉サービスの在り方を学び、支援の向上に努めます。

(3) 利用者の気持ちに寄り添った支援

職員個々が職務に強い責任感を持ち、福祉サービスに関する専門性の向上を図るため関係団体が実施する研修制度の活用、及び施設内研修等による人材育成に努めます。

(4) 経営意識の醸成

法令や諸規程を遵守し、信頼される組織体制を構築すると共に、財務状況の把握や職員の経営意識の醸成により、経営基盤の安定に努めます。

4. 重点課題

(1) 人権尊重と虐待防止意識の徹底

- ① 人権尊重や虐待防止については、虐待防止マニュアルを活用して職員意識の更なる向上を図ります。
- ② 毎月開催する職員会及びケース会を通して職員意識の向上を図り、利用者一人一人の人権を尊重し、常に利用者の立場に立った支援サービスに努めます。
- ③ セルフチェックリストを用いて職員一人一人が支援について振り返ると共に、チェックリストを管理者と共有するための面談を実施します。
- ④ 虐待防止に関する外部研修への参加や独自に虐待防止研修会等を開催し、虐待に対する知識をさらに深めます。身体拘束などを検討する場合は、事前に関係機関や行政の協力を得て協議することで虐待防止を図ります。

(2) 安心・安全なサービスの提供

- ① 支援サービスの向上に向け、半年に1回以上モニタリングを実施し、支援サービスの実施状況の見直しを行い、職員が統一して個別支援計画に沿った支援サービスが行えるよう努めます。
- ② 利用者個々の支援方法を構築し、安心・安全なサービス提供に努めると共に、日中活動においては利用者の状況に応じた支援に取り組み、本人の「個性」「自主性」を尊重し、利用者が楽しみを持って活動できるよう支援に努めます。
- ③ ICT (iPad) を使った情報の一元化を進め、職員間のリアルタイムな情報共有や記録時間の短縮、利用者のご家族とのオンライン通話など、利用者へのより良い支援内容の提供に努めます。
- ④ 日中活動として実施しているスヌーズレン室の活用により、利用者の方々に光刺激、振動刺激といった感覚刺激の中で心地よい安らぎや情緒の安定を図ります。

(3) 感染予防の徹底

- ① 日々、利用者の健康観察を行い、医療機関や保健所との連携を図り感染防止対策を徹底します。
- ② 施設にウイルスを持ち込まないため、職員の健康管理(日々の体温、体調の報告)の徹底や3密の回避、マスクの着用、手指消毒、手洗い、うがいなど、感染防止策を実施します。
- ③ 危機管理対策として、感染対策用の衛生物品の備蓄を行います。

(4) 事故防止と防災対策の徹底

- ① 定期的開催するケース会議において、ヒヤリハットや事故報告等の事例検証を行い、利用者の事故防止と安全対策の徹底に努めます。
- ② 利用者に、安心して生活ができる環境を提供するために、定期的に施設内外の安全点検を行い、居室の家具の固定対策など危険がある場合は、速やかに補修整備に努めます。
- ③ 火災・地震等の非常事態に備えた防災訓練等を計画的に実施し、地域の方や関係機関とも連携し、防災体制の強化に努めます。

(5) 働きがいのある職場づくり

- ① ICT (iPad) の導入により業務内容の効率化を図ることで時間外労働の縮減による働き方改革を進めます。
- ② 職員一人一人の意見を積極的に取り入れ、リーダー会で協議し運営会に提案、運営会での検討・協議を経て職員会で承認されるという一連の流れを確立し、職員のモチベーションを高めながら働きがいのある職場づくりを進めます。

(6) 施設運営の情報発信

情報発信では、毎月の「はがき通信」や毎3ヵ月発行する広報「輪の和」を活用し、施設運営に関する情報や行事、レクリエーション等へのご家族の参加促進に努めます。

(7) 苦情相談窓口

利用者、ご家族等からの相談（意見・要望、苦情等）には、受け付けた職員、苦情窓口担当者、苦情解決責任者が責任を持って速やかに対応し、第三者委員と連携を図り、利用者の方が安心して生活できる環境の提供とサービスの質の向上に努めます。

(8) 人材育成と人材教育

- ① 利用者に寄り添い、利用者一人ひとりのストレンクス（強み、力、良さ）を見出すとともに、ニーズや課題を十分に把握し、笑顔で優しく接し、適切な支援のできる人材の育成に努めます。
- ② 各種委員会組織に「研修企画委員会」を新設し、職員主導で企画・立案できる人材の育成に努めます。
- ③ 全職員参加の施設内研修等を通して障害の特性の理解や支援方法について学び、活用していく力を養います。

(9) 利用者の健康と栄養管理の充実

- ① 理学療法士との連携を図り、身体機能低下防止のため、個別性を考慮した計画を立案し、支援員との連携を強化し、利用者の体力維持、増進、高齢化対策の支援に努めます。
- ② 医療機関との連携を強化するとともに、支援員の知識向上及びスキルアップを図るため助言・指導に努めます。
- ③ 定期健診や各種検査による検査データから推測される疾病を読み取る事で、利用者の健康管理の徹底に努めます。
- ④ 管理栄養士による利用者にあった献立の見直しを継続して行い、看護師、生活支援員と連携し、情報の共有を図り、栄養・食事・健康管理に努めると共に献立づくりを通じて、利用者の健康や嗜好に配慮した食事づくりに努めます。

(10) 組織体制等の見直し

農耕班を廃止し、農耕専門支援員から通常的生活支援員に戻し、これまでの農耕作業から新たに日中活動の支援の一つとして、軽作業に取り組んでいきます。

6. 施設整備

工事関係等については、特に計画していません。

7. 利用者への支援内容及び支援体制について

(1) 一日のスケジュール

	月曜～金曜		土曜・日曜・祝日
6:30	起床・モーニングケア		起床 モーニングケア
7:30	朝食		朝食
9:30～ 11:30	各フロアでラジオ体操、朝礼後、男女合同グループ別に集合場所（拠点）へ移動し活動を行う。 <主な活動> 寮周辺散歩・音楽鑑賞・カラオケ・ミュージックケア・図書・ワーク・スヌーズレン・軽作業・絵本の読み聞かせ リハビリ（理学療法士 火・木・土）		布団干し、養鶏作業、 居室清掃、余暇活動 個人的な活動 (買物やヘアカット)
11:30～	昼食		昼食
13:30～ 15:30	男女合同グループで活動。	カラオケ・ミュージックケア・ワーク・スヌーズレン・野外活動・軽作業	余暇活動 個人的な活動 (買物・散髪)
	個人的な活動	買物・散髪（施設出張散髪）	
15:30～	入浴		入浴
18:00～	夕食		夕食
19:00～	余暇時間・イブニングケア		余暇時間 イブニングケア
22:00	就寝		就寝

(2) 定期健康診断（年2回）

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年2回）体重（月1回）腹囲（年2回）
	血圧測定	40歳未満（月1回）40歳以上（月2回）
	尿検査	年2回（5月・9月）
	血液検査	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。 ※医師の判断で省略あり
	胸部レントゲン	年1回（11月）
	心電図検査	40歳以上※医師の指示による
各種がん検診		該当者は原則受診
歯科検診		年1回（通年）

(3) 感染症の予防対策

項目	内容
感染症対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施する

(4) 利用者状況（令和5年4月1日予定）

① 利用者定員・現員

		定員		現員
運営規程	施設入所	43名		43名
	生活介護	40名		43名（契約者）
	短期入所	3名＋空床型		
建物構造	新築棟	施設入所用	個室29室	25名（男性）
		短期入所用	個室1室	
	改修棟	施設入所用	個室20室	18名（女性）
			2人部屋2室	
		短期入所用	2人部屋1室	

② 利用者平均年齢

年齢	男性	女性	計	割合
10代	0	0	0	0%
20代	3	4	7	16%
30代	6	5	11	26%
40代	12	6	18	42%
50代	3	2	5	12%
60代	1	0	1	2%
70代	0	1	1	2%
計	25	18	43	100%
平均年齢	43.2歳	39.9歳	41.8歳	

③ 障害支援区分

障害支援区分	男性	女性	計	割合
区分4	8	6	14	32%
(重度加算対象者)	1	3	4	
区分5	6	5	11	26%
(重度加算対象者)	5	4	9	
区分6	11	7	18	42%
(重度加算対象者)	11	5	16	
計	25	18	43	100%
	17	12	29	

④ 市町村別利用者数

市町村名	男性	女性	計
高知市	5	4	9
須崎市	2	1	3
安芸市	0	1	1
南国市	0	1	1
津野町	1	0	1
四万十町	3	2	5
四万十市	7	4	11
宿毛市	3	2	5
土佐清水市	3	2	5
黒潮町	1	1	2
計	25	18	43

(5) 職員体制 (配置基準)

職種	正職員	準職員	臨時職員	再雇用職員	パートタイム職員		合計		配置基準
					人数	常勤換算	人数	常勤換算	
管理者				1			1	0.6	1
サビ管	1						1	1.0	1
生活支援員	16		1	6	3	1.7	26	24.7	16.8
生活支援員 (夜間専門)					2	1.8	2	1.8	1
ハウスキーパー					3	2.6	3	2.6	
看護職員	1				1	1.0	1	1.0	1
理学療法士					1	0.3	1	0.2	
管理栄養士	1						1		1
調理員	1						1		
事務員	1		1	1			3	3.0	
計	21		2	8	10	7.4	40	34.9	

8. 虐待・事故・苦情等への対応

(1) 虐待

虐待や不適切な対応を支援者側の思いで判断するものではなく、支援を受ける利用者がどのように感じているか、また、ご家族や第三者が見てどのように思うかと言う事を、支援者側は常に振り返ることが必要で、権利擁護・虐待防止研修に参加していくと共に虐待を未然に防止するための組織作りに努めます。

(2) 事故

事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県への報告をガイドラインに沿って実施します。

- ① 事故報告 …… 行政報告を伴う重大案件（高知県、市町村）
- ② 事故発生報告 …… ケース会にて注意喚起を行い再発の防止を行う。
- ③ ヒヤリハット報告 …… 行政報告は行わないが再発防止策などを検討

(3) 苦情解決体制

高知県社会福祉協議会や第三者委員と活発に意見交換し、苦情解決体制を強化する。当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	豊嶋 涼太（サービス管理責任者）
苦情解決責任者	井上 貴美（管理者）
第三者委員	大塚 和助（社会福祉法人一条協会 評議員） 山沖 直樹（司法書士） 上田 宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00～17：00（土・日・祝日除く）
連絡先	TEL：0880-32-1177 FAX：0880-32-1888

9. 総合訓練及び避難訓練

種 別	実施月	消火訓練	通報訓練	避難訓練	炊き出し
総合訓練 (2回/年)	6月	○	○	○	
	12月	○	○	○	
避難訓練 (3回/年)	5月			○	
	7月			○	
	11月			○	
炊き出し訓練 (2回/年)	4月 11月			○	○

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加していく。
また、福祉避難所開設及び運営訓練を実施していく。
- ・炊き出し訓練は、蕨岡地区の自主防災組織と連携して実施を計画していく。
- ・地域交流を活発に行うことで地域の方々と当施設の職員がお互いに共助の精神を培っていきたいと考えている。

10. 行事予定

	企画行事	参加行事
4月	遠足（お花見会）	
5月		高知県障害者スポーツ大会
6月	蕨岡小学校との交流会（七夕かざり）	
7月	川遊び&バーベキュー	
8月	蕨岡地区盆踊り大会（地域交流）	中村特別支援学校同窓会
9月		スピリットアート作品出展
10月		ピアふれあい21
11月	・蕨岡小学校との交流会（いもほり） ・秋祭り	一條大祭
12月	クリスマス会・餅つき大会	
1月		
2月	防災の日（炊き出し訓練）	
3月	慰労会	

※ 誕生日会を毎月開催する

1 1. 研修計画

- ・関係団体等が実施する研修会へ積極的に参加し、職員のスキルアップを図る。
- ・全職員参加の施設内研修を通してスキルアップした知識を、日々の支援に活かす。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する 	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する 	施設長・幹部職員研修 事例研究
中堅職員 (3年～)	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得 	中堅職員研修
新任職員 (1～2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的知識と技術の習得 ・各種規程等の理解と実行 	新任職員研修

内部研修

開催月	研修名	講師
5月	障害者虐待防止に向けて (DVDによる研修)	栗原 久氏 (一般財団法人フィールドサポートem代表理事)
6月	成年後見人制度について	四万十市福祉事務所
8月	てんかん発作の理解と対応	専門医
10月	発達障害の理解と支援	松本 拓也氏 (大井田病院言語聴覚士)
1月	知的障害・自閉症・ADHDの 理解と支援	西本 貴美氏 (高知県教育委員会特別支援教育サポーター)
4月～ 3月	ミュージックケア	岩城 美喜江氏

1 2. 地域連携

- (1) 災害に備え蕨岡地区の自主防災組織と連携して炊き出し訓練を実施するなど災害発生時に協働できる体制づくりに取り組む。
- (2) 福祉避難所運営訓練を実施し、四万十市や地域と連携していく。
- (3) コロナ感染症の感染状況を考慮しながら地域の行事に積極的に参加し、地域との信頼関係作りに努める。
- (4) 蕨岡小学校との七夕交流会、芋ほり交流会の継続により、小学生に障害について知ってもらう機会とする。

令和 5 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：多機能型事業所 四万十工房

事業種別：就労継続支援A型事業
生活介護事業

令和5年度 多機能型事業所 四万十工房 事業計画書

1. 事業の実施概要

当事業所は、障害者総合支援法における生活介護事業および就労継続支援A型事業の2つの事業を通じて、以下のことを実施します。

就労継続支援A型事業においては、一般就労が困難な障害者のうち雇用契約等に基づき就労可能な方について、生産活動の機会の提供および就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

生活介護事業においては、入浴、排せつおよび食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等、その他必要な援助を要する障害者に対して必要な支援を行うとともに、生活等に関する相談、助言、日常生活上の支援、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

2. 運営方針

- (1) 就労継続支援A型事業では、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- (2) 生活介護事業では、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、および食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- (3) 上記2つを実現するため、利用者個々の希望に沿った個別支援計画に基づき支援を行うとともに、定期的かつ必要に応じてその見直しおよび評価を行うことにより、変化するニーズや状況に対して迅速かつ適切に対応します。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

- ・ 薪割機
- ・ チェーンソー
- ・ パソコン

(2) 工事関係

特にありません

4. 利用者支援

個別支援計画に基づいて、職員間の連携のとれた支援を行います。またご家族や生活の場との情報を共有し協力し合うことで、一人ひとりが穏やかに落ち着いた日中生活を送れるよう支援します。

就労継続支援 A 型事業は働く場であるため、就労の機会の提供および給与の確保はもちろんのこと、働きやすさや労働の喜びと充実感を感じられるよう支援します。また当事業所で培ったものを土台に一般就労に向けた取り組みも行います。

生活介護事業では、創作活動や生産活動の場を提供することで、日々の生活にうるおいと彩が広がるよう支援します。またこれらの活動を通じて社会参加を促し、利用者が社会の一員であることを実感として感じられるよう支援します。

【支援内容】

(1) 就労継続A型の日中活動（定員 10 名・現員 6 名）

営業時間	8：45～17：00		
支援方針	就労の機会提供及び知識・能力向上のために必要な支援を行う。		
作業	フローリング作業	丸太イス作業	薪作業
科目	原板乾燥、栈切り、埋木作業、モルダー加工補助、パテ・手直し、サンダー加工補助、塗装補助、エンドマッチ、梱包等	カンナ掛け、ペーパー掛け、防腐塗装	原木 30 cmサイズの割り、ゴムバンド結束、梱包機で結束、出荷パレット積
製品	『桧・杉』フローリング材、ピーリング材	丸太椅子・直径 30 cm～34 cm×高さ 40 cm～50 cm	薪束販売 コロコロ薪販売
主な得意先	高知龍馬木材市場、西部・高幡・高知の各木材センター、森岡木材、上村製材所、杉本住宅産業、ミロク商事ほか	(株)カツマジヤパン ネット通販 (BASE)	池川木材工業 (株)相愛 (株)フタガミ ネット通販 (BASE)
健康管理	健康診断(1回/年)、および有機溶剤健診		

(2) 生活介護事業所 四万十工房の日中活動

営業時間	8：45～16：30
支援方針	利用者一人ひとりの障害特性を考慮して、一人で出来る事を増やせるように支援します。
基本活動	<p>(日中活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創作活動、スピリットアート作品制作、四万十市美術展作品制作ウォーキング、野外活動等 ・月1回の行事(利用者が楽しめる内容) <p>(作業科目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎5Fトイレ清掃受託作業 ・市庁舎アメニティー業務 ・受託作業 <ul style="list-style-type: none"> (株)M…100円均一商材 (株)タイム技研…配管部品並べ (株)コーヨー…化粧筆組み立て ・手芸(人形・アクセサリ・キーホルダー等の作成) <p>以上簡単な作業を取入れる事で全員が生産活動に参加出来るようにします。また作業時間の厳守など、作業への取り組み姿勢の向上を図ります。</p>
地域社会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングや野外活動の取り組みの中で地域の人や文化に触れます。 ・日々の活動で製作した作品を展示会に出展し、発表の場を持ちます。 ・生産活動を通じて間接的社会参加を行います。 ・作成した手芸品等を「道の駅」「ホテル」など人の集まる場所で委託販売をし、定期的に補充・陳列確認を行います。また、地域のイベントに参加し、お客様との実際のやりとりも行います。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家庭や生活の場と連携し、整容、挨拶等、基本的社会ルールを身につけてもらえるよう支援します。 ・食事や排泄等、日常生活面での必要な支援を、利用者の立場に立って丁寧に行います。 ・衛生面については、手洗い・うがいの見守り、必要に応じて正しいやり方を教え、健康に配慮した支援を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・内科検診(2/年) ・歯科検診(1/年) ・精神検診(2/年) ・検尿(2/年) ・インフルエンザ予防接種(1/年) ・歯科指導(3/年) ・血圧・体重測定(1/月)

5. 利用者状況（令和5年4月1日 予定）

(1) 就労継続支援A型

- ① 定員・現員状況 定員：10名 / 現員：6名(男性：6名/女性：0名)
 ② 利用者平均年齢 40.5歳
 ③ 平均障害支援区分 2.5 配置基準 7.5：1

障害区分	男性	女性	合計
区分4	3	0	3
区分3	1	0	1
区分なし	2	0	2
合計	6	0	6

(2) 生活介護

- ① 定員・現員状況 定員：10名 現員：11名(男性：5名/女性：6名)
 ② 利用者平均年齢 44歳
 ③ 平均障害支援区分 3.67 配置基準 6：1

障害区分	男性	女性	合計
区分5	1	0	1
区分4	1	3	4
区分3	3	3	6
合計	5	6	11

6. 職員体制(多機能型事業所)

雇用体制	男性	女性	合計
正職員	1	1	2
臨時職員	1	1	2
再雇用職員	2	0	2
合計	4	2	6

(1) 【A型就労】職員配置状況

法定支援員配置 7.5 : 1

職 種	現員	区 分				常勤換算数
		正職員		左以外		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			1
副管理者	(1)		(1)			(1) ※
サービス管理責任者	1	1				1
生活支援員	2	1		1		2
職業指導員	1			1		1
事務員	1		1			0.5
看護師	1		1			0.2
合 計	7	2	3	2	0	5.7

※副管理者、サービス管理責任者は兼任

(2) 【生活介護】職員配置状況

法定支援員配置 6 : 1

職 種	現員	区 分				常勤換算数
		正職員		左以外		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			1
副管理者	(1)		(1)			(1) ※
サービス管理責任者	1	1				1
生活支援員	3	1		1	1	3
事務員	1		1			0.5
看護師	1		1			0.2
合 計	7	2	3	1	1	5.7

※副管理者、サービス管理責任者は兼任

7. 虐待防止・事故・苦情等

(1) 虐待防止

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、虐待防止マネージャーおよび虐待防止委員会の設置等必要な体制整備をするとともに、職員に対し委員会での検討結果を周知徹底します。また外部・内部の研修を実施するなどの措置を講じ、あたり前に適切な支援ができる環境をつくれます。

(2) 事故防止・対応

微細な事案について振り返り、再発防止に取り組むことで、重大な事故を未然に防ぎます。万一事故が発生した際は、事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県等の行政機関への報告をガイドラインに沿って行います。

- ・ヒヤリ・ハット報告…事故に繋がる案件
- ・事故報告…利用者の方に重大な損失を与えた案件
(行政機関への報告を伴わないものを含む)

(3) 苦情対応等

当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	大崎太郎（サービス管理責任者）
苦情解決責任者	松岡紀夫（管理者）
第三者委員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 評議員） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00～17：00（土・日・祝日を除く）
連絡先	TEL：0880-31-0446／0880-34-2711 FAX：0880-31-0447

8. 防災対策

別途定める防災マニュアルに基づき対応します。

実施月	参加者	内容
7月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・風水害訓練
9月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・シェイクアウト訓練
1月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・通報訓練
3月	利用者、職員、消防署	避難訓練・消火訓練・通報訓練

◆その他の対策

災害時の対応については、災害マニュアルおよび風水害対策（土砂災害避難マニュアル）に沿って行います。また防災委員会にてマニュアルの内容について検討し、必要に応じて修正変更を行います。

9. 実施行事予定

実施月	名称・内容等	場 所
4月	お花見	香山寺または為松公園
5月	いちご狩り	近隣市町村のいちご農園
6月	スポーツ企画	黒潮町体育館
7月	外食&足摺水族館・海底館	土佐清水市
8月	川遊び&BBQ	近隣の河原
9月	外食&ドライブ	中土佐町方面
10月	ピアふれあい21	宿毛市総合運動公園
11月	みかん狩り	近隣市町村のみかん農園
12月	クリスマス会	事業所内
1月	お正月遊び	事業所内
2月	豆まき	事業所内
3月	慰労会	高知方面

10. 研修・会議等

研修は職位階級、事業所の展望等を考慮し管理者が命じものとしします。その際、職員個々の適正や希望も汲み取り、円滑に研修が行えるようにします。また、偏り隔たりなく研修を受けることができるよう努めます。

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	将来の候補者
	職位階層別研修	内容に応じて1~2名
	その他	内容に応じて1~2名
日本・高知知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	施設長等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1~2名
	防災研修	防災委員1~2名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて1~2名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1~2名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内容
熱中症予防研修	6月	全員	法人内看護師による
権利擁護・虐待防止研修	9月	全員	外部講師による
救急救命講習	2月	全員	心肺蘇生法（AED含む）・応急手当法
感染症予防研修	11月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防および吐物処理方法について

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	原則全員	
個別支援検討会議	9・3月	サービス管理責任者等	今期個別支援計画の評価を基に次期個別支援計画を作成する

【委員会活動】

委員会名	活動内容
虐待防止委員会	<p>利用者の権利擁護、虐待防止等を目的に、職員に対し委員会での検討結果を周知徹底するとともに、研修を実施するなどの措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止のための必要な体制整備、研修計画の立案および実施。 虐待防止マニュアルの作成・点検・見直し。 身体拘束適正化指針に基づく、身体拘束に至るリスク軽減の検討・周知。 やむを得ず身体拘束をする場合の3要件、および記録の整備等についての周知。
防災委員会	<p>非常災害時における利用者、職員の安全を確保するための方策、および事業継続計画について提言を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策マニュアルおよびBCPの作成、点検、見直し。 非常災害を想定した避難訓練の計画、実施。
感染症対策委員会	<p>一般的な感染症および未知なる感染症から利用者、職員を守るためまた事業継続計画について提言を行うため以下のことをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型感染症BCPの作成・点検・見直し 感染症に罹患しないための感染対策、および感染が発生した時の対処方法の取りまとめ。
栄養管理委員会	<p>給食における安全性および衛生面を担保することを目的に、メニュー、食事内容・提供方法等について定期的に委託業者と情報交換を行うことでサービスの質向上・改善に努めます。</p>

1 1. 今後の展望

就労継続支援 A 型事業については、工場会計の厳しい状況は益々増しています。令和 4 年度（2 月、3 月は除く 10 か月）の売上げは約 1,418 万円（フローリング関連：939 万円／丸太椅子関連：97 万円／薪：468 万円）で、目標値の 2,200 万円の 66%の達成率です。また、この 2 月に 1 名一般就労が決定し当事業所を巣立って行きました。このこと自体は喜ばしいことですが、定員 10 名のところ 6 名となってしまう、事業所の運営自体が困難な状況です。相談支援事業所等には 3 年程前から定員割れの状況であり、対象希望者が居ないか情報をいただけるようお願いしていました。数名の見学者はいらっしゃいましたが、利用には繋がりませんでした。またハローワークにも求人を出していますが、ほぼ音沙汰ない状況です。事業所単独での解決策は現在見出せていません。岩田拠点全体を視野に入れた対策を協議したいと考えています。

令和 5 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：生活介護事業所 ごり工房

事業種別：生活介護事業

令和5年度 生活介護事業所 ごり工房 事業計画書

1. 事業の実施概要

当事業所は、障害者総合支援法における生活介護事業を通じて、以下のことを実施します。入浴、排せつおよび食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等、その他必要な援助を要する障害者に対して必要な支援を行うとともに、生活等に関する相談、助言、日常生活上の支援、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

また、地域生活支援事業（日中一時支援事業）を通じて、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、日中における排泄および食事の支援その他の必要な措置を適切かつ効果的に行います。

2. 運営方針

- (1) 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、および食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- (2) 上記を実現するため、利用者個々の希望に沿った個別支援計画に基づき支援を行うとともに、定期的かつ必要に応じてその見直しおよび評価を行うことにより、変化するニーズや状況に対して迅速かつ適切に対応します。

3. 令和5年度の重点目標

- (1) 日中活動の中で創作活動や作品づくりを行い、情操を育むと同時に、製作した作品を展示会等に出展することで社会参加を実現し、その後の活動意欲へと繋げます。
- (2) 生産活動の中で作業の細分化を図り、視覚支援や補助具を準備することで、それぞれの利用者が何かしら携わることができる作業を見出すことで、達成感や自信を感じることができるよう支援します。
- (3) 地域での販売やイベントに参加すること、および上記の日中活動・生産活動を通じて直接的・間接的社会参加を実現します。

4. 購入・工事関係

(1) 購入関係

品目	目的	備考
公用車	利用者の送迎および行事等	現在送迎等に使用している車両（セレナ8人乗）は、走行距離27万kmを超えており、オイル漏れ、2列目シート可動不具合、ガソリンメーター表示異常等の症状がある。

(2) 工事関係

特にありません。

5. 利用者支援

個別支援計画に基づいて、職員間の連携のとれた支援を行います。またご家族や生活の場との情報を共有し協力し合うことで、一人ひとりが穏やかに落ち着いた日中生活が送れるよう支援します。

<日中活動>

営業時間	8：45～16：30
支援方針	利用者一人ひとりの障害特性を考慮して、できる事を増やせるように支援します。
基本活動	<p>(日中活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創作活動、スピリットアート作品制作、四万十市美術展作品制作、ウォーキング、野外活動、リズム体操等 ・月1回の行事（利用者が楽しめる内容） <p>(生産活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピーマン袋詰め作業（農福連携）、株M作業（内職） ・地元ヒノキ材を活用したアクセサリー・キーホルダー等グッズ作成 ・ケナフ（和紙材料）の皮剥ぎ（1～3月） <p>以上簡単な作業を取入れる事で全員が生産活動に参加できるようにします。また時間の厳守など、作業への取り組み姿勢の向上を図ります。</p>
地域社会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングや野外活動の取り組みの中で地域の人や文化に触れます。 ・日々の活動で製作した作品を展示会に出展し、発表の場を持ちます。 ・生産活動を通じて間接的社会参加を行います。 ・地元ヒノキ材でつくった製品等を「道の駅」「ホテル」など人の集まる場所で委託販売をし、定期的に補充・陳列確認を行います。また、地域のイベントに参加し、お客様との実際のやりとりも行います。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家庭や生活の場と連携し、整容、挨拶等、基本的社会ルールを身につけてもらえるよう支援します。 ・食事や排泄等、日常生活面での必要な支援を、利用者の立場に立って丁寧に行います。 ・衛生面については、手洗い・うがいの見守り、必要に応じて正しいやり方を教え、健康に配慮した支援を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・内科検診（2／年） ・歯科検診（1／年） ・精神検診（2／年） ・検尿（2／年） ・インフルエンザ予防接種（1／年） ・歯科指導（3／年） ・血圧・体重測定（1／月）

6. 利用者状況（令和5年4月1日 予定）

(1) 生活介護事業所 ごり工房

① 定員・現員状況 定員：20名 / 現員：18名（男性：13名 / 女性：5名）

② 利用者平均年齢 39.3歳（男性：40.5歳 / 女性：36.4歳）

③ 利用者状況 平均区分：4.2 配置基準 5：1

障害程度区分	男性	女性	合計
区分 6	2	1	3
区分 5	1	0	1
区分 4	7	4	11
区分 3	3	0	3
合計	13	5	18

内、在宅利用者 男性3名 / 女性1名

障害者支援施設からの通所利用者 女性2名

7. 職員体制

(1) 職員配置状況

【生活介護】・・・法定支援員配置基準 5：1

職 種	現員	区 分				常勤換算数
		正職員		左以外		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			1
副管理者	1		1			1
サービス管理責任者	1	1				1
生活支援員	5		2	2	1	5
事務員	1		1			0.5
看護師	1		1			0.2
合 計	10	1	6	3	0	8.7

(2) 支援員について

雇用形態	男性	女性	合計
正職員	0	2	2
臨時職員	1	1	2
再雇用職員	1	0	1
合 計	2	3	5

8. 虐待防止・事故・苦情等

(1) 虐待防止

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、虐待防止マネージャーおよび虐待防止委員会の設置等必要な体制整備をするとともに、職員に対し委員会での検討結果を周知徹底します。また外部・内部の研修を実施するなどの措置を講じ、あたり前に適切な支援ができる環境をつくります。

(2) 事故防止・対応

微細な事案について振り返り、再発防止に取り組むことで、重大な事故を未然に防ぎます。万一事故が発生した際は、事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県等の行政機関への報告をガイドラインに沿って行います。

- ・ヒヤリ・ハット報告…事故に繋がる案件
- ・事故報告…利用者に重大な損失を与えた案件
(行政機関への報告を伴わないものを含む)

(3) 苦情対応等

当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	山本 さゆり (サービス管理責任者)
苦情解決責任者	松岡 紀夫 (管理者)
第三者委員	大塚和助 (社会福祉法人一条協会 評議員) 山沖直樹 (司法書士) 上田宜洋 (社会保険労務士)
利用時間	9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日を除く)
連絡先	TEL : 0880-31-0446 FAX : 0880-31-0447

9. 防災対策

別途定める防災マニュアルに基づき対応します。

実施月	参加者	内容
7月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・風水害訓練
9月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・シェイクアウト訓練
1月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・通報訓練
3月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・通報訓練

◆その他の対策

災害時の対応については、災害マニュアルおよび風水害対策(土砂災害避難マニュアル)に沿って行います。また防災委員会にてマニュアルの内容について検討し、必要に応じて修正変更を行います。

10. 実施行事予定

実施月	名称・内容等	場 所
4月	お花見	香山寺・下田公園
5月	水族館・海底館見学	土佐清水市
6月	窪川駅見学・周辺散策	窪川
7月	藁焼き体験（タタキ作り）	土佐佐賀
8月	流し素麺・ドライブ	事業所・宿毛方面
9月	B B Q	事業所内
10月	ミカン狩り	大月（コーラルフルーツ）
11月	物づくり（ボックス）	事業所内
12月	クリスマス会	事業所内
1月	お正月遊び	ごり工房事業所内・河川敷
2月	豆まき	ごり工房事業所内
3月	慰労会	新ロイヤルホテル

11. 研修・会議等

研修は職位階級、事業所の展望等を考慮し管理者が命じものとしします。その際、職員個々の適正や希望も汲み取り、円滑に研修が行えるようにします。また、偏り隔たりなく研修を受けることができるよう努めます。

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	将来の候補者等
	職位階層別研修	内容に応じて1～2名
	その他	内容に応じて1～2名
日本・高知知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	施設長等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1～2名
	防災研修	防災委員1～2名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて1～2名
高知県消防設備協会	防災管理責任者研修	将来の候補者等
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～2名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内 容
熱中症予防研修	6月	全員	法人内看護師による
権利擁護・虐待防止研修	9月	全員	外部講師による
感染症予防研修	11月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防および吐物処理方法について
救急救命講習	2月	全員	心肺蘇生法（AED含む）・応急手当法

【会議等】

会議名	日時	対象者	内 容
職員会	毎月	原則全員	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	原則全員	
個別支援検討会議	9・3月	サービス管理責任者等	今期個別支援計画の評価を基に次期個別支援計画を作成する

【委員会活動】

委員会名	活動内容
虐待防止委員会	<p>利用者の権利擁護、虐待防止等を目的に、職員に対し委員会での検討結果を周知徹底するとともに、研修を実施するなどの措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための必要な体制整備、研修計画の立案および実施。 ・虐待防止マニュアルの作成・点検・見直し。 ・身体拘束適正化指針に基づく、身体拘束に至るリスク軽減の検討・周知。 ・やむを得ず身体拘束をする場合の3要件、および記録の整備等についての周知。
防災委員会	<p>非常災害時における利用者、職員の安全を確保するための方策、および事業継続計画について提言を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策マニュアルおよびBCPの作成、点検、見直し。 ・非常災害を想定した避難訓練の計画、実施。
感染症対策委員会	<p>一般的な感染症および未知なる感染症から利用者、職員を守るためまた事業継続計画について提言を行うため以下のことをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型感染症BCPの作成・点検・見直し ・感染症に罹患しないための感染対策、および感染が発生した時の対処方法の取りまとめ。
栄養管理委員会	<p>給食における安全性および衛生面を担保することを目的に、メニュー、食事内容・提供方法等について定期的に委託業者と情報交換を行うことでサービスの質向上・改善に努めます。</p>

12. 今後の展望

地域のニーズに応えるため地域生活支援事業（日中一時支援事業）を新たに開設し、利用者1名の受入れを行ってきました。この1名について今後は、日中一時支援事業から生活介護事業への利用変更を考えており、対象者の方、市町村担当者と協議が必要です。

また利用者の現員が定員を割り込んでおり、このことも課題である。相談支援事業所を通じて継続的に広く情報発信を行うことで、定員の確保に努めたいと考えています。

令和 5 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：共同生活援助事業所 ぼっちり村

事業種別：共同生活援助事業

令和5年度 共同生活援助事業所 ぼっちり村 事業計画

1. 事業の実施概要

(1) 事業目的

当事業所は、利用者が住み慣れた地域の中で、安心して心穏やかに暮らせることを目指します。

他の利用者との共同生活を行いながら、利用者の社会的自立に向けて必要に応じて、食事・入浴・排泄などの介護や相談を支援として提供します。

(2) 運営方針

- ① 本人の「思い」を尊重し、個々の能力や障害特性に考慮しながら、ニーズに基づいた個別支援計画を作成し、利用者主体の支援を目指します。
- ② リスクマネジメントとして、各種マニュアルの整備・見直しを行いながら事故防止を図り、事故発生時には迅速適切な対応ができるよう努めます。
- ③ 職員研修などにより支援の質の向上を目指し、「利用者に選ばれる事業所」となるよう努めます。

(3) 支援目標

- ① 「利用者主体の支援」を念頭に、個人の「思い」を尊重し、それぞれの「望む暮らしの実現」を目指します。
- ② 個々の能力や障害特性を考慮しながら、ニーズに基づいた個別支援計画を作成して、できる限りの支援を提供するとともに、社会的自立に向けて関係機関との連携・調整を図ります。
- ③ 地域の中で社会生活を営むために、規則正しい生活リズムを基本とした健康的な暮らしの継続と、生活の質の向上に取り組みます。
- ④ 身体状態、精神状態の些細な変化に気付くことができるよう、観察とコミュニケーションに努めます。

2. 令和5年度の重点課題

(1) 利用者視点に立った支援

利用者と生活支援員の安心感・共感に基づく信頼関係を作っていきます。利用者の意思が反映された個別支援計画に基づいた支援を提供します。

(2) 虐待防止委員会を中心に虐待及び不適切支援防止の徹底

職員全員が虐待防止マニュアルを遵守し、虐待及び不適切支援防止に取り組んでいきます。また、支援困難事例などは、必要に応じて他事業所、他法人、関係機関にも協力を要請し、助言や指導を受けて対応します。

(3) 働きがいのある職場づくり

職員が意見や提案ができる環境整備を行い、意見箱の設置、「いつでも相談できる」体制作りに努めます。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

経年劣化による家電・家具および設備の整備交換

(2) 工事関係

本年度計画はありません。

4. 利用者支援

地域の中で社会生活を営むために、規則正しい生活リズムを基本とし、健康な暮らしの継続と生活の質の向上に取り組みます。身体状態だけでなく、精神状態の些細な変化に気付くことができるよう、観察とコミュニケーションに努めます。

【支援内容】

①食事提供支援	平日（通所開所日）：朝・夕　　休日（通所閉所日）：朝・昼・夕
②環境整備	① 各ホームの居室及び共有スペースの整理・清掃の支援 ② 各利用者の私物（衣類など）の確認・管理及び処分などの支援 ③ 利用者に対する環境整備の意識付け・スキル習得への支援 ④ 感染症予防対策
③健康管理支援	① 健康状態のチェック ② 生活習慣病の予防・・・注意喚起・受診勧奨・食事調整 ③ 病院受診・通院支援と静養時の支援 ④ 感染症予防対策 ⑤ 看護師による健康管理についての助言・指導
④相談・助言支援	① 社会生活上の法令遵守と共同生活におけるルールとマナー ② 体調管理 ③ 対人関係の不安や悩み ④ 将来の進路
⑤余暇支援	① 散歩や運動の同行支援 ② 外食支援 ③ 買い物同行支援・代行支援 ④ 地域行事への参加調整 ⑤ イベント・行事などの企画・運営
⑥金銭出納支援	共同生活援助サービスに係る費用や、その他の費用（小遣いなど）の金銭管理
⑦家族支援	① 本人及び家族のニーズの把握 ② 帰省の連絡調整（週末・年末年始・GW・盆など） ③ 必要事項の連絡・報告
⑧緊急時支援	緊急時は「緊急時対応マニュアル」に基づき対応

5. 利用者状況（令和5年4月1日 予定）

(1) 利用者定員・現員 定員：35名（7ホーム合計）

※3月中に定員変更 のぞみ荘0 やまびこ荘6 いちご荘6
とき荘4 うさぎ荘4

現員：34名※（男性：22名 女性：12名）

※本年度中に30名に向け調整

(2) 利用者平均年齢 44.09歳（男性：42.64歳 女性：46.75歳）

(3) 各ホームの状況

ホーム名	障害支援区分							平均年齢
	1	2	3	4	5	6	平均	
ひかり荘		2	1	1			2.8	41.50歳
こだま荘	1	1	2	1			2.6	48.80歳
あおい荘		4	1				2.2	43.60歳
やまびこ荘			2	4			3.7	39.67歳
とき荘			1	3			3.8	50.00歳
いちご荘			2	2	2		4.0	44.17歳
うさぎ荘			2	2			3.5	42.00歳
男性利用者	1	3	7	9	2		22名	42.64歳
女性利用者		4	4	4			13名	46.75歳
合計	1	7	11	13	3	0	34名	44.09歳

(4) 利用者通所・就労状況

ホーム名	生活介護	就労継続支援A型	一般就労
ひかり荘	1名		警備会社1名、清掃業1名、資材会社1名
こだま荘	1名	2名	清掃業1名、塗装業1名
あおい荘	1名		清掃業1名、ハウスキーパー3名
やまびこ荘	6名		
とき荘	4名		
いちご荘	6名		
うさぎ荘	3名		ハウスキーパー1名
合計	22名	2名	10名
	34名		

6. 職員体制

(1) 雇用形態

【職員体制】

雇用形態	女性	男性	合計
正職員	1	1	2
臨時職員（世話人・生活支援員）	3	0	3
再雇用職員（世話人・生活支援員）	8	0	8
パート職員（世話人・生活支援員）	2	3	5
合計	16	4	18

※ 正副管理者を除く

(2) 職員配置状況

サービス管理責任者 : 30 : 1 1.5 人

世話人 : 配置基準 7 人

生活支援員 : 配置基準 4.1 人

職種	常勤	非常勤	兼務	合計	配置基準
サービス管理責任者	1		0.5	1.5	1.5
世話人	7			7	7
生活支援員	4	0.3	0.5	4.8	4.1
生活支援員(夜間)		2.9		2.9	
合計	12	3.2	1	16.2	

(3) 職員勤務状況

勤務場所	ホーム名	勤務内容		
市内	ひかり荘 こだま荘 あおい荘	世話人（開所日） 6:00 ～ 8:30 16:00～20:00 （閉所日） 10:00 ～ 13:00 14:30～18:00		
		生活支援員 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>代替世話人</td> <td>世話人に準ずる</td> </tr> <tr> <td>日勤</td> <td>9:00 ～ 16:30</td> </tr> </table>	代替世話人	世話人に準ずる
代替世話人	世話人に準ずる			
日勤	9:00 ～ 16:30			
岩田地区	やまびこ荘 とき荘 いちご荘 うさぎ荘	世話人（開所日） 6:15 ～ 8:45 16:00～20:00 （閉所日） 6:15 ～ 13:15 12:45～20:00 又は 10:00 ～ 13:00 14:30～18:00		
		生活支援員 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>代替世話人</td> <td>世話人に準ずる</td> </tr> <tr> <td>日勤</td> <td>9:00 ～ 16:30</td> </tr> </table>	代替世話人	世話人に準ずる
代替世話人	世話人に準ずる			
日勤	9:00 ～ 16:30			
ぼっちり村 事務所		サービス管理責任者 8:30 ～ 17:30 生活支援員 8:30 ～ 17:30		
※各ホーム世話人は常勤で配置。				

7. 虐待及び身体拘束の禁止・事故対応・苦情対応等

(1) 虐待防止

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、虐待防止マネージャーおよび虐待防止委員会の設置等必要な体制整備をするとともに、職員に対し委員会での検討結果を周知徹底します。また外部・内部の研修を実施するなどの措置を講じ、あたり前に適切な支援ができる環境をつくります。

(2) 事故防止・対応

微細な事案について振り返り、再発防止に取り組むことで、重大な事故を未然に防ぎます。万一事故が発生した際は、事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県等の行政機関への報告をガイドラインに沿って行います。

- ・ヒヤリ・ハット報告…事故に繋がる案件
- ・事故報告…利用者の方に重大な損失を与えた案件
(行政機関への報告を伴わないものを含む)

(3) 苦情対応等

当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	畑中 基 (サービス管理責任者)
苦情解決責任者	松岡紀夫 (管理者)
第三者委員	大塚和助 (社会福祉法人一条協会 評議員) 山沖直樹 (司法書士) 上田宜洋 (社会保険労務士)
利用時間	9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日除く開所日)
連絡先	TEL: 0880-34-9380 FAX: 0880-34-5880

8. 防災訓練

実施月	内 容
7月	地震・火災想定避難訓練 初期消火訓練 (消防立会い)
9月	地震・風水害想定避難訓練
1月	地域別合同防災訓練 (地域) 初期消火訓練
3月	地震・火災想定避難訓練 初期消火訓練
偶数月	岩田地区のホームより出火を想定した通報・避難訓練及び初期消火訓練

9. 避難場所

グループホーム名	避難場所
岩田地区4ホーム (やまびこ荘・とき荘・いちご荘・うさぎ荘)	ごり工房2階食堂
ひかり荘	具同小学校・防災センター
あおい荘	中村中学校・市役所
こだま荘	南小学校

10. イベント行事

実施月	予 定	場 所	参加者
4月	四万十川リバーサイドフルウォーク	四万十市内	希望者
5月	高知県障害者スポーツ大会	春野総合運動公園	希望者
6月	四万十市一斉清掃	岩田地区	希望者
8月	ぼっちり村BBQ	岩田地区	希望者
10月	ピアふれあい21	宿毛市総合運動公園	希望者
11月	ゆうあいスポーツ四国大会	愛媛県	希望者
12月	ぼっちり村忘年会	四万十市内飲食店	希望者
2月	豆まき	岩田地区	希望者

11. 研修・会議等計画

研修は職位階級、事業所の展望等を考慮し管理者が命じものとしします。その際、職員個々の適正や希望も汲み取り、円滑に研修が行えるようにします。また、偏り隔たりなく研修を受けることができるよう努めます。

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	将来の候補者
	職位階層別研修	内容に応じて1～2名
	その他	内容に応じて1～2名
日本・高知知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	施設長等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1～2名
	防災研修	防災委員1～2名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて1～2名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～2名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内 容
熱中症予防研修	6月	全員	法人内看護師による
権利擁護・虐待防止研修	9月	全員	外部講師による
感染症予防研修	11月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防および吐物処理方法について
救急救命講習	2月	全員	心肺蘇生法（AED含む）・応急手当法

(2) 会議

会議名	頻 度	時 期
ぼっちり村職員会	毎月	25日を目安 8:30より
岩田地区職員会	毎月	毎月第3水曜日
ケース検討会議	適宜	必用に応じて随時
岩田地区運営会議	毎月	第1水曜日
個別支援計画検討会議	年2回	8月・2月を目安（必要に応じて随時）

1 2. 関係機関及び地域との連携

(1) 行政機関（各市区町村役場・福祉事務所など）との連携

障害支援サービスに係ることについて、地域で利用者が生活するにあたり必要な手続きなど、必要に応じて情報共有等の連携しながら対応するようにしていきます。

(2) 医療機関（病院など）との連携

利用者の健康状態に応じて外来受診、定期通院、薬剤管理、入院対応等を行っていき、医療機関とはその都度、必要に応じて情報共有等の連携しながら対応するようにしていきます。

(3) 消防・警察との連携

南海トラフ地震をはじめ想定される様々な災害に対する防災訓練への協力要請、緊急時の対応指示、救急搬送等の要請など、必要に応じて情報共有等の連携しながら対応するようにしていきます。

また、防犯・交通ルールについても指導要請や、注意喚起等の協力要請とともに、利用者不明時の捜索等についても同じく連携しながら対応するようにしていきます。

(4) 地域との連携

各地区総会、清掃活動、地区合同地震防災訓練、ボランティア活動など地域行事にはできる限り参加し、地域住民との交流を図るとともに、同じ地域住民として存在を知ってもらえる関係づくりに努めます。

1 3. 今後の課題

人員確保に関して将来的にも期待が持てない状況であり、やむを得ずサービス提供の規模を縮小していく必要があると考えます。できる限り存続が可能な状態を目指して、利用者の入退所を含め調整していきます。

(1) 職員配置について

- ・配置基準を満たした上でサービスの質が担保できるよう職員を配置します。
- ・各ホームの支援の平準化と支援の質の向上を目的として、個々の能力や利用者との相性も含め配慮して世話人のホーム替えを検討します。
- ・幅広い年齢層で「働きやすい職場」となるよう、勤務体系の見直しを検討します。

(2) グループホームの編成について

- ・3/31 のぞみ荘の閉鎖に伴い、利用者の異動を行ったことで、世話人配置基準が5:1 から6:1に変更となり、岩田地区の定員数が22名となることで、大規模住宅減算の対象となるため、いちご荘について勤務形態を「別建て」として対応するとともに、年度内に岩田地区の定員を20名以下となるよう、利用者の退所を含め検討・実施していきたいと考えています。
- ・法人保有物件については家賃の一律化を検討します。
- ・賃貸物件については、契約期間満了に伴う契約終了を含めて十分に検討し、適切な対応をしたいと考えています。

(3) 夜間支援体制について

現状：19:15～6:15 勤務の支援員 3名配置。

19:15～24:15 勤務の支援員 1名配置。

岩田地区4ホームは毎日19:15～6:15の支援ができる体制が維持できています。

市内4ホームについては毎日19:15～24:15の支援体制を維持します。

さらに週4～5日は19:15～6:15の支援体制が維持できています。

- ・配置転換希望の女性職員を夜間支援に配置することで、全ホームへの毎日19:15～6:15の支援が可能となり、夜間支援体制加算Ⅰの対象となるので、令和5年度中に達成できるよう調整していきます。